

確定申告はイオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」で!

所得税・復興特別所得税・消費税・贈与税の確定申告

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付を次のとおり行います。

越谷税務署の確定申告会場

日	時	会場
1月5日(月)～2月10日(火) (土・日曜日・祝日を除く)	午前8時30分～午後5時	越谷税務署
2月12日(木)～3月16日(月) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後4時	イオンレイクタウン kaze3階イオンホール
休日受付	2月22日(日)・3月1日(日) 午前9時～午後4時	

※2月12日(木)から3月16日(月)の期間は、越谷税務署では確定申告の申告相談は行っていませんのでご注意ください。

※混雑状況によっては受付終了時間を早める場合があります。

確定申告を自宅等で作成

～作成した申告書は「印刷」「郵送」が便利です～

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書を作成することができ、作成した申告書を印刷して郵送するほか、「e-Tax」で送信して提出することができます。

自宅での申告書作成のメリット

1. 申告会場で長時間待たなくてよい。
2. 申告会場で行う入力作業と同じ作業が自宅で行うため、周りを気にせずリラックスしながら自分のペースでできる。
3. 時間を選ばずできるので、申告のためにわざわざ仕事を休まなくてもよい。

詳しくは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

確定申告が必要な方

- ▶ 事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成26年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除額を差し引いて残額のある方
※ 事業所得、不動産所得や山林所得があり、確定申告をする方は、「収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)を添付しなければなりません。

- ▶ 給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 - ・ 給与の年収が2千万円を超える方
 - ・ 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ・ 給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - ・ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方など

詳しくは、国税庁のホームページで確認されるか、越谷税務署にお問い合わせください。

申告すれば所得税・復興特別所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。この場合、申告者名義の金融機関の口座番号が必要となります。

- ▶ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方
 - ▶ 給与所得者で、次のような方
 - ・ 災害や盗難などにあった方
 - ・ 多額の医療費を支払った方
- (個人別・病院別の集計をお願いします。)**
- ・ 一定の要件に該当する寄附金を支払った方
 - ・ 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方

年金収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。(この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。)

※ 所得税・復興特別所得税の確定申告を必要としない場合であっても町民税の申告が必要な場合があります。

申告期限など

【申告期限と納期限】

- ・ 所得税、復興特別所得税及び贈与税
平成27年3月16日(月)
- ・ 個人事業者の方の消費税及び地方消費税
平成27年3月31日(火)

【振替納税の口座振替日】

- ・ 所得税及び復興特別所得税
平成27年4月20日(月)
- ・ 個人事業者の方の消費税及び地方消費税
平成27年4月23日(木)